

令和5年度人権同和問題啓発強調月間実施要領

1 趣旨

部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題を解決するためには、県民に人権尊重の理念が普及し、その理解を深めていくことが重要である。このため、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定め、この期間中に各種の啓発活動を集中的に実施する。

一人ひとりの多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりに向けて県民が様々な人権問題に触れ、自らもその課題解決の主体であるという認識を深める機会の創出を図ることを目的とする。

※ 「同和対策審議会答申」がなされた昭和40年8月11日にちなみ、本県では、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定めている。

2 期間

令和5年8月1日から8月31日までの1か月間

3 期間中の主な啓発活動等

行事名等	実施時期	実施場所	内 容
テレビスポット	8月中	民 放 各 社	15秒スポットによる強調月間の広報
ラジオスポット	8月中	M B C ラジオ エフエム鹿児島	20秒スポットによる強調月間の広報
インターネット広告	8月中	県ホームページ等	県ホームページ、県公式SNSによる強調月間の広報
ポスター・パンフレット	年間	鹿 児 島 県 内	ポスターの掲示 パンフレットの配布等
人権に関するポスター・コンクール (作品募集)	8月1日 ～ 9月15日	鹿 児 島 県 内	県内の小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校の児童生徒及び一般から人権に関するポスターを募集
懸垂幕掲示	8月1日 ～ 8月31日	各 地 域 振 興 局 各 支 庁	懸垂幕による強調月間の広報